

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和7年5月13日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 宮川 真一郎

1 業務概要

(1) 業務の名称 奄美（7）環境モニタリング

(2) 業務内容 本業務は、奄美駐屯地の保管庫整備の計画場所において環境モニタリングを行うものである。

【奄美駐屯地】

- ・環境配慮普及啓発 一式
- ・保全対策効果の調査 一式
- ・環境保全監理及び助言 一式
- ・移動移植モニタリング 一式
- ・騒音・振動・水質調査 一式

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月15日まで

(4) 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない見積合わせ手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、業務説明書による。

(5) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「環境業務」に係る「A」の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 削除

カ 同種業務の実績を有すること。

キ 参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

ク 配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

ケ 配置予定管理技術者の資格が適正であること。

コ 配置予定管理技術者は同種業務の経験を有すること。

サ 手続き開始の公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定又は選定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ20件未満であること。ただし、手続き開始の公示日現在の手持ち業務に熊本防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、令和7年8月14日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式又は企画競争方式における特定又は選定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務（防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含む。）をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）

のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

ス 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

セ 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 再委託の内容が、主たる部分の場合

(イ) 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

- ア 企業の実績
- イ 配置予定管理技術者の経験
- ウ 業務実施体制の妥当性

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

- ア その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価等）
- イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- ウ 特定テーマに対する技術提案
 - 1 「希少植物の移植及び保全を実施するにあたり、工事の施工に影響を及ぼさないために配慮すべき事項について」
 - 2 「天然記念物及び希少野生動植物の調査を実施するにあたり配慮すべき事項について」

3 手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 手続き開始の公示日から技術提案書の提出期限の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF

申請書類 : word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。<https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/index.html>

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 23 日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は業務説明書による。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 23 日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は業務説明書による。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1)に同じ。

(7) 上記 2 (1)イに掲げる級別の格付を受けていない者も上記 3 (3)の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

(8) 詳細は業務説明書による。